

令和7年度ライフデザイン事業実施業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

未来の担い手である若い世代に対し、将来どのように暮らし、働き、生きていきたいか、自分自身の将来設計を考える機会を提供することで、一人ひとりが希望する人生の実現に繋げてもらうことを目的とする。また、ライフデザイン事業実施業務委託の受託候補者を選定するために、本企画提案競技実施要領にて必要な事項を定めるものとする。

2 委託内容

令和7年度ライフデザイン事業実施業務委託仕様書による。

3 契約上限額

6, 261, 530円（消費税及び地方消費税額含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていない者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月4日（金） |
| (2) 質問書受付締切 | 令和7年7月11日（金）午後5時 |
| (3) 参加申込書提出締切 | 令和7年7月18日（金） |

(4) 企画提案書提出締切

令和7年7月25日(金) 午後5時

(5) 審査結果の通知

令和7年8月1日(金)

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年7月18日(金)

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

記載内容は下記のとおりとする。

ア 企画・提案の内容

別添「令和7年度ライフデザイン事業実施業務委託仕様書」にあるすべての業務について企画・提案の内容が具体的にわかるように記載すること。

イ 業務にあたるスタッフ体制

ウ 業務実施にあたっての優位性及び特色

業務を実施する上で、他の法人等と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)や特色があれば記載すること。

エ 法人(団体)の概要

法人の業務内容、業務実績

② 提出書類

ア 企画書(原本1部、コピー4部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版1冊にまとめること。(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可)

イ 見積書(原本1部、コピー4部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は『令和7年度ライフデザイン事業実施業務』とすること。
- ・ 担当者氏名及び連絡先(電話番号やメールアドレス)を記載すること。

ウ 誓約書(1部)

- ・ 別紙2により提出すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年7月25日(金) 午後5時

- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（３）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 3）を提出すること。

- ① 提出先
下記 12 を参照
- ② 提出期限
令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時
- ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答
質問への回答は、原則として質問受付日から 2 日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。

（４）審査方法及び審査項目

各審査員が、提出された企画提案書等の内容について、別紙「ライフデザイン事業実施業務委託審査基準書」に基づき書面審査を行う。

（５）選定方法

複数の審査員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

（６）審査の通知

受託候補者を決定したときは、決定内容について令和 7 年 8 月 1 日（金）までに、書面により参加者全員に通知する。

（７）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

9 契約の方法

- （１）受託候補者と県は、採択された企画提案書に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書

を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
(3) 委託料の支払い方法は、清算払とする。
(4) 提出された資料は、返却しない。

12 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

子育て支援担当 岩崎、橋口

電 話 0985-26-7056

ファクシミリ 0985-26-3416

電子メール kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp